

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 480,000千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (280,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	190,715	4,462	0	19,288	16,000	150,965
	高 齢 者 福 祉 事 業	141,491	3,830	0	53,699	8,500	75,462
	障 害 者 福 祉 事 業	1,443,352	1,068,414	0	0	39,800	335,138
	児 童 福 祉 事 業	1,465,833	1,097,874	0	45,313	38,800	283,846
	包 括 支 援 事 業	102,352	0	0	83,024	5,500	13,828
	重度心身障害者等医療給付事業	76,444	34,695	0	0	4,100	37,649
	ひとり親家庭等医療費支給事業	41,502	19,500	0	0	1,900	20,102
	子ども医療支給事業	80,223	30,840	0	18,360	2,400	28,623
社 会 保 険	国民健康保険特別会計(繰出金)	283,173	139,111	0	47,230	10,400	86,432
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	485,221	79,438	0	0	43,900	361,883
	介護保険広域連合(繰出金)	464,775	0	0	0	50,300	414,475
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	559,929	1,815	375,200	51,700	51,500	79,714
	疾 病 予 防 事 業	128,324	85,441	0	23,384	1,500	17,999
	母 子 保 健 事 業	105,294	39,530	0	35,000	2,800	27,964
合計		5,568,628	2,604,950	375,200	376,998	277,400	1,934,080